

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
(1)～(95) 省略			(1)～(95) 省略		
(96) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定による犬又は猫の引取り	犬又は猫の引取り手数料	ア 生後60日以上の犬又は猫 1頭又は1匹につき 2,000円 イ ア以外の犬又は猫 1頭又は1匹につき 600円	(96) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定による犬又は猫の引取り	犬又は猫の引取り手数料	ア 生後60日以上の犬又は猫 1頭又は1匹につき 1,000円 イ ア以外の犬又は猫 1頭又は1匹につき 300円
(97) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により引き取った犬若しくは猫又は同法第36条第2項の規定により収容した犬若しくは猫の飼養管理	犬又は猫の飼養管理手数料	収容した日を除き、1頭又は1匹につき1日400円	(97) 前橋市動物の愛護及び管理に関する条例(平成20年前橋市条例第43号)第11条第1項の規定により収容された犬の返還	省略	
(98) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により引き取った犬若しくは猫又は同法第36条第2項の規定により収容した犬若しくは猫の返還	犬又は猫の返還手数料	1頭又は1匹につき4,000円	(98)～(105) 省略		
(99) 前橋市動物の愛護及び管理に関する条例(平成20年前橋市条例第43号)第11条第1項の規定により収容された犬の飼養管理	収容犬飼養管理手数料	収容した日を除き、1頭につき1日400円			
(100) 前橋市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項の規定により収容された犬の返還	省略				
(101)～(108) 省略					